

# 富士五湖まちかど救急ステーション標章交付制度

富士五湖消防本部管内において、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置するなどの要件を満たした施設等（以下「富士五湖まちかど救急ステーション」という。）に標章を交付する制度を設け、住民や観光客が不慮の事故や急病で呼吸や脈拍が停止する重篤な状態になった有事の際に、直近のまちかど救急ステーションのAEDによって、救命できる体制を推進することを目的として、富士五湖まちかど救急ステーションという標章交付制度を実施しています。

## 交付要件

交付要件は以下の3つです。

- 1) AEDを設置するとともに、応急セット（蘇生用ポケットマスク、感染防止用手袋等）の整備に努め、適切な維持管理をしていること。
- 2) 従業員等に、応急手当普及講習の受講者がいること。尚、当該受講者については、2年から3年を目安として、再講習の受講に努めること。
- 3) AEDを活用した心肺蘇生処置が行えるよう、AED等の資器材を24時間速やかに提供できる施設等。

## 交付申請

富士五湖まちかど救急ステーション標章の交付を受けようとする施設等の代表者は、様式第1の富士五湖まちかど救急ステーション標章交付申請書を消防長へ提出していただきます。（窓口は富士五湖消防本部消防課）

※申請書はホームページからダウンロードすることができます。

## 標章の交付

申請を受けてから、管轄消防署により、その状況を調査し、標章の交付要件を満たしていると認めた場合にあっては、富士五湖まちかど救急ステーション標章交付証と併せて標章を交付させていただきます。満たしていない場合にはその旨を通知させていただきます。

管轄消防署の調査につきましては、施設名称・代表者氏名、資器材設置場所、資器材の種類・数、営業時間、交付がされたときの標章の掲示場所、担当者・連絡先、応急手当普及講習有資格者氏名、交付要件の状況。AED等の使用後は施設側の費用負担になること。また、富士五湖消防本部ホームページに富士五湖まちかどAEDステーションとして24時間貸出可能な施設として掲載されることなどの内容であります。

## 【標章交付証の見本】

様式第4（第5条関係）

### 富士五湖まちかど救急ステーション標章交付証（見本）

富士五湖本発第 1 号 平成27年 9月 9日	
富士五湖消防本部 消 防 長	
富士五湖まちかど救急ステーションの標章交付制度に関する要綱に基づき、貴施設に対し、富士五湖まちかど救急ステーション標章を交付します。	
施設名称・代表者氏名	富士五湖 太郎
資器材設置場所	正面玄関入り口
交付番号	第 1 号
営業時間	365日 24時間
標章の掲示場所	正面玄関入口付近
担当者・連絡先	消防次郎・0555-22-4421
応急手当普及講習 有資格者氏名	消防 三朗
備 考	・以下の事項に注意してください。 AED等の使用後は施設側の負担 富士五湖消防本部ホームページに掲載

【標章の見本】

様式第5(第6条関係)

# 富士五湖 まちかど救急ステーション



**We have installed the AED**

当施設には、住民の皆様が緊急時に使うことができる**AED**が設置されています。

**富士五湖消防本部**

### 標章の掲示

富士五湖まちかど救急ステーション標章を交付された施設等は、標章を施設等の出入口、AED設置場所等公衆に見えやすい場所に掲示していただきます。

### 申請内容の変更及び標章の返納

交付申請の内容に変更があった場合は、様式第6の富士五湖まちかど救急ステーション交付申請変更届出書を消防長に提出していただきます。（窓口は富士五湖消防本部消防課）

※申請書はホームページからダウンロードすることができます。

### 交付日

毎年、9月9日を中心とした救急医療週間に交付させていただきます。

### ご不明な点、詳細な内容についてのお問い合わせ

富士五湖消防本部 消防課 救急担当

直通電話 [ 0555-22-4421 ]

平日のみの対応となりますのでご理解をお願い致します。